

山元町監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定により、令和3年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年 1月 4日

山元町監査委員 齋藤 忠 裕
山元町監査委員 阿部 均

令和3年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により下記のとおり報告します。

なお、本監査は山元町監査基準に準拠して実施しました。

記

1 監査実施時期及び対象課等

月 日	対 象
11月11日(木)	町民生活課、会計課、企画財政課 防災拠点・山下地域交流センター
11月15日(月)	子育て定住推進課、保育所・こどもセンター
11月16日(火)	保健福祉課、坂元支所、防災拠点・坂元地域交流センター 税務課
11月17日(水)	議会事務局、監査委員事務局、教育総務課、生涯学習課 中央公民館
11月18日(木)	坂元小学校、山下第二小学校、山下第一小学校 山下小学校、山元中学校
11月22日(月)	総務課、選挙管理委員会、消防団、現地確認

2 監査の実施内容及び着眼点

職員が「行政」「財政」に関する現状分析をどのような認識で捉え職務を全うしているかについて、次に掲げることを主眼とし関係責任者等から説明を受け、質疑及び現地確認により監査を実施した。

- (1) 前回の監査で指導及び指摘した事項は改善されたか。
- (2) 監査時点で予算の執行は、計画的かつ効率的に執行されているか。
- (3) 事務処理は能率的・効率的に行われていたか。
- (4) 各種証拠書類等の整理は適正に行われているか。
- (5) 各課等間の連携・整合性がとれているか。

3 前回の指摘事項

なし

4 監査の結果

事務処理等についてはおおむね適正に執行されていると認められた。
なお、指摘事項は特にないが、次の点について留意されたい。

(1) 第6次山元町総合計画の基本方針に基づく事業について

各課で進められている「第6次山元町総合計画」に掲げられている5つの基本方針に基づく各事業について、進捗状況の管理・事業評価を行うとともに、それらを取りまとめ総括的に管理を行っていくべきである。

(2) 災害援護貸付回収金について

償還は開始されているが、回収できなかった分について、最終的には町で負担することとなるため、滞納に対する対策を検討し早目の対応を行うべきである。